

議案第 7 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 月 1 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第        号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「までの間」を「までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第19条中「、第5条の3」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

企業職員の給与について、所要の改正を行うものであります。